

介護保険のお知らせ

介護保険料納入通知書を送付します

6月中旬に今年度の介護保険料納入通知書（保険料額決定通知書）を送付します。

介護保険料は、介護サービスに必要な費用をまかなう重要な財源です。

やむをえない事情で期限までに納付できない場合は、お早めにご相談ください。

減免制度があります

市では独自の減免制度を設けており、要件を満たす方は申請により保険料が減免されることがあります。

▼減免対象

次の①～⑤の全てに該当する方

- ① 介護保険料の所得段階が第2段階～第13段階
- ② 世帯全員の前年の年間収入合計が次の額以下（障害年

金や遺族年金などの非課税年金も含みます）

- ・ 単身世帯…155万円
- ・ 2人世帯…211万円
- ・ 3人世帯…246万円

以降、世帯員が1人増えるごとに35万円を加算した額

- ③ ほかの世帯に属する市民税課税者の税法上および健康保険上の扶養親族になつていない
- ④ 世帯全員が自己居住用以外の不動産を所有していない

- ⑤ 世帯全員の預貯金の合計額が350万円以下

▼減免額

決定した所得段階保険料から1段階下位の所得段階保険料との差額を減額

▼対象保険料

6月30日(水)までに申請した場合、今年度の年間保険料額を減免し、7月1日(木)以降の申請は申請月から月割りで算定した額を減免します。

▼申請方法

今年度の介護保険料納入通知書、世帯全員の前年の収入がわかるもの（年金の源泉徴収票など）、健康保険証、預金通帳、マイナンバーカードを持参し、医療助成課または大麻出張所で申請してください。

【詳細】医療助成課高齢者医療係 ☎ 381-1403

新型コロナの影響で収入が減少した方などの減免制度

国民健康保険税・介護保険料
後期高齢者医療保険料

【詳細】（国民健康保険）

国保年金課 ☎ 381-1028

（介護保険・後期高齢者医療制度）

医療助成課 ☎ 381-1403

新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯や、主たる生計維持者の事業、不動産、山林、給与収入の減少が見込まれる世帯で、次の①～③（介護保険は①、②）の全てに該当する世帯は申請により、保険税（料）が減免されます。

- ① 主たる生計維持者の事業収入などのいずれかの減少額（保険金、損害賠償金などにより補填されるべき金額を控除した額）が、前年の当該事業収入などの10分の3以上であること

- ② 減少することが見込まれる主たる生計維持者の事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

- ③ 主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること

申請期間は、6月中旬発送の令和3年度納税・納入通知書が届いてから、令和4年3月31日までです（右記の介護保険のみの減免制度と期間が異なります）。

詳細は、市のホームページに掲載するほか、必要書類や申請方法などはお問い合わせください。

介護保険における福祉用具の購入と住宅改修

【詳細】介護保険課 介護給付係 ☎ 381-1067

要介護あるいは要支援と認定された方が、次の①、②を行う場合、費用の9割から7割が給付されます。

一度費用を全額負担し、後日支給されるのが原則ですが、事業所によっては最初から1割から3割の負担で済むところもあります。詳しくは、ケアマネジャーまたは介護保険課へお問い合わせください。

- ① 福祉用具の購入（指定された事業所からの購入に限る）
【対象】ポータブルトイレ、シャワーチェア、浴槽台 など
【限度額】年間10万円

- ② 住宅改修（着工前に事前申請が必要）
【対象】手すりの取り付け、段差解消、床材の変更、扉の取り替え、和式便器から洋式便器への取り替え など
【限度額】同一の住宅で20万円

介護保険の負担軽減制度

【詳細】 介護保険課 介護給付係 ☎ 381-1067

▶ 介護保険サービス利用時の負担額

社会福祉法人が提供する介護保険サービスを利用する住民税非課税世帯の方で、以下①～⑤をすべて満たす方は軽減を受けられます。

- ① 年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下
- ② 預貯金などの額が単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下
- ③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
- ④ 負担能力のある親族などに扶養されていない
- ⑤ 介護保険料を滞納していない

※ 食費、居住費、宿泊費の軽減を受けられるのは、「負担限度額認定証」をお持ちの方に限ります

● 更新が必要です

7 月 31 日(土)が期限の「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」をお持ちの方は、期限内に更新の手続きが必要です。

現在、確認証をお持ちの方には、6 月上旬までに更新案内をお送りします。

高額介護サービス費の支給

【詳細】 介護保険課 介護給付係 ☎ 381-1067

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担を合算（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合算）して、利用者負担上限額を超えたときは、申請により超えた分がサービス利用月の約 2 カ月後に支給されます。

サービス利用月から 2 年を過ぎた分は支給されませんが、領収日によって支給できる場合があります。請求書（明細書）と領収書を持参してご相談ください。

▶ 申請方法…本人名義の預金通帳と介護保険被保険者証を持参して申請。一度申請すると、その後は自動的に支給。

※ 施設サービスを利用した際の食費や居住費、福祉用具購入費や住宅改修費の利用者負担は対象となりません

利用者負担段階区分	利用者負担上限額(月額)
年収約 1,160 万円以上	【世帯】 140,100 円
年収約 770 万円以上約 1,160 万円未満	【世帯】 93,000 円
年収約 383 万円以上約 770 万円未満	【世帯】 44,400 円
一般（上記以外の住民税課税世帯）	【世帯】 44,400 円
住民税非課税世帯	【世帯】 24,600 円
・老齢福祉年金の受給者 ・合計所得金額および課税年金収入額の合計が 80 万円以下	【個人】 15,000 円
・生活保護受給者 ・利用者負担を 15,000 円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	【個人】 15,000 円 【世帯】 15,000 円

※ 令和 3 年 8 月利用分から現役並み所得者の区分が細分化され、上限額が一部変わります

介護施設の負担軽減制度

【詳細】 介護保険課 介護給付係 ☎ 381-1067

▶ 介護施設サービス利用時の食費・居住費（滞在費）

住民税非課税世帯で、預貯金などが一定額以下の方が、本人の収入状況などに応じた段階による軽減を受けられます。

令和 3 年 8 月からは、預貯金要件および食費の一部が変わり、第 3 段階が細分化されます。

● 更新が必要です

7 月 31 日(土)が期限の「負担限度額認定証」をお持ちの方は、期限内に更新の手続きが必要です。

現在、認定証をお持ちの方には、6 月上旬までに更新案内をお送りします。

	所得の状況	預貯金などの資産の状況	居住費（滞在費）				食費	
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	施設サービス	短期入所サービス
第 1 段階	・本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者※ ・生活保護受給者	単身：1,000 万円以下 夫婦：2,000 万円以下	490 円 (320 円)	0 円	820 円	490 円	300 円	300 円
第 2 段階	・本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額 + 課税年金収入額 + 非課税年金収入額が 80 万円以下の方※	単身：650 万円以下 夫婦：1,650 万円以下	490 円 (420 円)	370 円	820 円	490 円	390 円	600 円
第 3 段階①	・本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額 + 課税年金収入額 + 非課税年金収入額が 80 万円超 120 万円以下の方※	単身：550 万円以下 夫婦：1,550 万円以下	1,310 円 (820 円)	370 円	1,310 円	1,310 円	650 円	1,000 円
第 3 段階②	・本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額 + 課税年金収入額 + 非課税年金収入額が 120 万円超の方※	単身：500 万円以下 夫婦：1,500 万円以下	1,310 円 (820 円)	370 円	1,310 円	1,310 円	1,360 円	1,300 円

※ 世帯分離している配偶者も住民税非課税であること